

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第九百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定により告示する。

目次

◆告示  
保険医療機関等の指定（保険課）

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされる  
もの(“”)

## 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

## 土地改良事業の工事の完了（二）

## 県道の区域の変更（道路課）

# 鳥取県立高等学校入学者選抜方針（教職員課）

## 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

昭和六十三年十一月鳥取県告示第千百一十八号中訂正

大賀美整形外科  
醫院

なかくき医院  
米子市末広町二六六

医療法人清生会  
谷口病院

小坂内科医院

告示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
島 医 院 診 療 所 末 恒 出 張	鳥 取 市 伏 野 一 七〇 九 一 一	平 成 元 年 八 月 十 四 日
宇 山 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	鳥 取 市 南 町 四 〇 一	平 成 元 年 八 月 十 日
水 垣 内 科	鳥 取 市 德 尾 一 五 一 一 六	平 成 元 年 八 月 一 日
安 田 内 科 医 院	米 子 市 二 本 木 五 三 九	"
大 賀 美 整 形 外 科 医 院	米 子 市 米 原 六 九	"
な か く き 医 院	米 子 市 二 本 木 二 六 六	"
医 療 法 人 清 生 会 谷 口 病 院	倉 吉 市 上 井 町 一 丁 目 一 三	平 成 元 年 八 月 三 日
小 坂 内 科 医 院	境 港 市 高 松 町 五 九 七 一 五	平 成 元 年 八 月 一 日

祝部医院	氣高郡氣高町大字浜村一一一	"
多名部歯科医院	鳥取市西町二丁目一〇四	平成元年八月十四日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目一一九	平成元年八月一日
マブチ歯科医院	鳥取市栄町六六〇一三	"
松本歯科医院	東伯郡三朝町大字今泉六五七	"
日本クレオソート株式会社崎山薬局	東伯郡東伯町大字徳万三〇三	"
湯所薬局	鳥取市湯所町二丁目三三一四	"
遠藤歯科医院	西伯郡岸本町吉長四一一四	"
有限会社サエグ	鳥取市片原一丁目一二一	"
サ薬局	米子市上後藤五九一二七	"
今井歯科医院	鳥取市上魚町一三	平成元年八月六日
石谷小児科医院	鳥取市永楽温泉町一〇五一三	平成元年七月十六日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇五一三	平成元年七月十六日

## 鳥取県告示第九百十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大澤秀美	鳥国薬第七〇〇号	平成元年五月十九日
越智寛	鳥国医第三、九三五号	平成元年六月十九日
浜田紀宏	鳥国医第三、九三七号	"
佐々木紀仁	鳥国医第三、九三七号	"
山川雅之	鳥国医第三、九三八号	"
藤瀬雅史	鳥国医第三、九三九号	"
井戸邊寛子	鳥国医第三、九四〇号	"
小西龍也	鳥国医第三、九四一号	"
深澤哲	鳥国医第三、九四二号	"
梶谷雅子	鳥国医第三、九四三号	"
倉吉和夫	鳥国医第三、九四四号	"



前田和久	鳥国医第三、九七六号											
鷲見美貴子	鳥国医第三、九七七号											
松崎太志	鳥国医第三、九七八号											
金田稚子	鳥国医第三、九七九号											
清水修	鳥国医第三、九八〇号											
小松和久	鳥国医第三、九八一号											
白石実	鳥国医第三、九八二号											
高尾成久	鳥国医第三、九八三号											
池成孝昭	鳥国医第三、九八四号											
蓮佛千恵子	鳥国医第三、九八五号											
平尾順	鳥国医第三、九八六号											
竹内陽子	鳥国医第三、九八七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
瀧川晴夫	鳥国医第三、九八八号	平成元年七月五日										
上本宗唯	鳥国医第三、九八九号	"										
花房美和子	鳥国医第七〇八号											

## 鳥取県告示第九百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 安田大福 岩美郡福部村大字藏見二三三  
平成元年三月三十一日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 安田正美 岩美郡福部村大字藏見二四二  
平成元年四月一日就任 任期平成三年三月二十四日まで

## 鳥取県告示第九百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 鳥取市・郡家町	土地改良事業の名称 排水用	工事完了年月日 昭和六十二年三月十五日
-----------------	------------------	------------------------

**鳥取県告示第九百十九号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年九月五日

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市洞谷字坂ノ下七三七（次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 三 解除の理由

道路用地とするため

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二の三九一から二一八二の三

九三まで

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 三 解除の理由

道路用地とするため

**鳥取県告示第九百二十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年九月五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	前後別	区間	敷地の裡眞(メーメル)	延眞(メーメル)
名和岸本線	変更前	西伯郡大山町坊領字乞喰河原子畠六八二地先から同町佐摩字障	九・五~六〇・三	一・一九・一・〇
	変更後	西伯郡大山町坊領字川下五三二地先から同町坊領字上富長八八一地先まで	六・〇~一〇・〇	一・〇四〇・〇
大山口停車場大山線	変更前	西伯郡大山町坊領字乞喰河原子畠六八二地先まで	九・五~六〇・三	一・一九・一・〇
	変更後	西伯郡大山町坊領字租利田五障子畠六八二地先まで	九・五~六〇・三	一・四三・一・〇
	変更前	西伯郡大山町坊領字川下五三二地先から同町佐摩字障	五・四~一〇・〇	一・〇四〇・〇
	変更後	西伯郡大山町坊領字租利田五障子畠六八二地先まで	九・五~六〇・三	一・四三・一・〇

### 平成2年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 基本方針

平成2年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて行うものとする。

### 2 調査書

- (1) 調査書は、平素の学習の記録、行動及び性格の記録等について記入するものとする。
- (2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、

その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数量化して評定点とする。

また、第3学年の選択教科のうち英語以外の教科については、5段階評定とする。

### 3 学力検査

#### (1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

ただし、定時制課程（夜間に限る。）については、3教科とする（国語科は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受験する。）。

#### (2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出題する。

イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思

### 鳥取県教育委員会告示第十六号

平成1年度鳥取県立高等学校入学者選抜を、次の方針による実施する。

平成元年9月5日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 雄

考力や判断力などをあるように配慮する。

なお、国語では作文、英語では聞き取りを出題する。

(3) 実施期日

平成 2 年 3 月 13 日 (火)

(4) 実施時間

午前 9 時 20 分から開始し、各教科とも 50 分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

4 面接

入学志願者全員に対して実施する。

(1) 実施期日

平成 2 年 3 月 13 日 (火) 又は 3 月 14 日 (水)

(2) 実施方法等

別に定める。

5 出願

(1) 入学志願者は、第 1 志望のほか第 2 志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。

(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に 1 回に限り志望を変更することができる。

6 選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて、次の方針によって選抜を行う。

なお、選考に当たっては、調査書の第 3 学年の各教科の学習の記録以外の記録（第 3 学年の英語以外の選択教科の学習の記録を含む。）や面接の結果等について、公正かつ必要な限度において加味する。

(1) 第 1 次選考

調査書の学習の記録のうち、第 3 学年の各教科（選択教科は、英語のみとする。以下同じ。）の合計評定の上位の者から順に募集定員の 70 パーセント以内にある者で、かつ、学力検査の成績（総得点）が定員点の 90 パーセント以上のものについて選考する。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考以外の者について、第 3 学年の各教科の合計評定と学力検査の成績（総得点）との総計の上位の者から選考する。

7 再募集

合格者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。

8 海外帰国子女に対する配慮

海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。

なお、海外帰国子女とは、次の各項のいずれにも該当する者とする。

(1) 帰国後の期間

帰国した日から入学者選抜を受ける年の 2 月 1 日までの期間が 3 年以内

(2) 外国における在住期間

帰国時からさかのぼり継続して 1 年以上

**六 批准印**

平成元年9月5日 火曜日

## 鳥取県公報

## 鳥取県公安委員会告示第七十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年九月五日

鳥取県公安委員会委員長 德田博司

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	スーパージャンプ三	京楽産業株式会社
アーバンポイント	スナイパー	株式会社ソフィア
ショーティングスターII	バレンシア	赤丘衛P-11
コスマモII	イーグル七	ファンキー七P-13

正		誤	
頁	段	行	誤
五	上		正
	十九	一 二 三 四 の 一	一 二 三 四 の 一 ・ 一 二 三
		四 の 二	四 の 二

昭和六十三年十一月鳥取県告示第千百二十八号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。